

平成 22 年 4 月 28 日開催
納稅環境整備小委員会

補足資料①

補足資料

(税務手続関係通達)

目 次

【青色申告の承認の取消し・更正決定等通知書関係】

○「個人課税事務提要（事務手続編）」の制定について

(平成 21.6.26 事務運営指針) 1

- ・ 第 5 章 記帳指導及び青色申告事務等 2
- ・ 第 12 章 更正、決定等事務 5

【相続税更正決定等通知書関係】

○資産税事務提要の制定について (平成 21.6.26 事務運営指針) 10

課個 4-35
課総 2-26
課資 5-42
課法 4-37
課消 1-26
課審 1-11
官總 1-43
官參 6-10
徵管 2-38
徵徵 1-68
查調 2-86
查察 1-18

平成21年 6月26日

各 国 税 局 長 殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

「個人課税事務提要（事務手続編）」の制定について（事務運営指針）

標題のことについては、別冊のとおり制定したから、平成21年7月10日以降はこれにより適切に処理されたい。

なお、これに伴い、平成11年6月25日付課所6-26「個人課税部門の事務計画策定要領等の制定について」（事務運営指針）及び平成12年7月4日付課所6-33ほか11課共同「『個人課税事務提要（事務手続編）』の制定について」（事務運営指針）は廃止する。

（趣旨）

平成21年7月の内部事務一元化の実施に伴い、個人課税部門で実施する個人課税事務に係る事務提要（事務手続編）を制定するものである。

第5章 記帳指導及び青色申告事務等

第3節 青色申告に係る諸申請等の処理

3 青色申告の承認の取消しの処理

(3) 審議の結果に基づく処理

(2)の審議の結果、取消しを相当と認める場合は、その事実があったと認められる時にさかのぼって承認の取消しを行うため、「青色申告の取消し決議書」（個④ 011）を作成して決裁を受けた後、「青色申告の承認取消し通知書」（個④ 013）により納税者に通知する。

この場合、通知書には、その取消しの原因となった事実及びその事実が所法第 150条 1 項各号のいずれに該当するものかを付記し、第12章第1節2《更正決定等決議書の付記事項》に準じて、納税者が取消しの原因となった事実等を十分理解できるよう具体的かつ平明に記載する。

第_____号

平成____年____月____日

殿

税務署長

(印)

所得税の青色申告の承認取消し通知書

あなたの青色申告については、所得税法第150条第1項第_____号に定める取消事由に該当する事実があったと認められますので、その事実があったと認められる平成____年分以降の青色申告の承認を取り消します。

(取り消しの基団となつた事実)

不服申立て等について

氏名 _____ 殿

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があつた場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があつた場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（ ）枚のうち（ ）枚目

第12章 更正、決定等事務

第1節 更正、決定等の基本事項

2 更正決定等決議書の付記事項

更正決定等決議書の付記事項の記載に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 更正決定等通知書に付記する更正の理由の記載

青色申告書に係る更正を行う場合に付記する更正の理由は、納税者が更正の理由を十分理解できるよう、個々の事案に応じ具体的かつ平明に記載する。

なお、更正の理由の記載要領は、次による。

イ 更正の理由の記載は、納税者の計算に係る総収入金額又は必要経費について、どのような収入又は経費をどのように加算又は減算することによって所得計算されたか、その加算又は減算する収入又は経費の科目ごとに、まず、その科目名と加算又は減算する金額とを掲げ、次に、その加算又は減算した金額の算定の根基を順次記載する形式により行う。

ロ 加算又は減算する金額を表示するに当たっては、原則として、損益科目ごとに記載する。なお、科目名は、原則として、その納税者の使用している勘定科目に従って記載し、例えば、納税者が雑収入を計上していない場合にこれを計上するなど、新たな収入又は経費を付加する場合に限り、その付加する収入又は経費の内容を示す新たな科目名を用いて記載する。

ハ 収入又は経費を加算又は減算した根拠は、納税者の計算に誤りがあると認められる具体的な事実に基づいて、判断の根拠となった資料を摘示するとともに、できるだけ分かりやすく事実と計数を掲げて記載する。

したがって、一の科目について、個々の取引ごとに加算又は減算するような場合は、原則として、すべての取引に係る事実と計数を列挙して記載することとするが、取引が多い場合には、その主要な事実と計数とを掲げ、他の事実と計数については、付表を作成するか又はその明細が記載された帳簿書類を引用する等の方法で具体的に特定する。

なお、金額を記載する場合は、必ず取引年月日及び相手先住所、氏名を明らかにする必要があるほか、それらの金額がどの帳簿に計上されていないか、いかなる根拠、資料によってそのような判断が導かれたかなどについても明らかにする必要があることに留意する。

□□□-□□□

第_____号 (番 号)
平成____年____月____日

殿

税務署長

印

平成 年分所得税の 通知書
加算税の賦課決定

平成____年分の所得税について、別表のとおり、所得税額等の_____及び加算税の賦課決定をします。

この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下表のとおりになります。

本 税 の 額 (別表⑩の○欄の金額)	円	○ この新たに納付すべき税額は、平成____年____月____日 までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理 店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してく ださい。 ○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付す る日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税 の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付し てください。
加 算 税 の 額	申告加算税 (別表⑩の○欄の金額)	
重 加 算 税 (別表⑩の○欄の金額)		

○ この処分の理由

（記入用紙）

本表の二

○ この処分は、_____国税局の職員の調査に基づいて行いました。

21.3

()枚のうち()枚目

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となります。具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{(延滞税の割合)} \quad \text{(期間(日数))} \\ \boxed{\text{新たに納付すべき本税の額}} \times \boxed{7.3\% \text{(注)}} \times \boxed{\text{確定申告期限の翌日から完納の日まで}} = \boxed{\text{延滞税の額}} \\ \qquad \qquad \qquad 365 \end{array}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合

例えば、平成20年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.5%ですので平成21年1月1日から同年12月31日までの割合は4.5%となります。

② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
 - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

別表 平成 年分

氏名

(番号)

殿

区分		Ⓐ 前の額	Ⓑ 後の額	Ⓒ 増減(△印)差額 (Ⓑ - Ⓛ)
所得金額	所得	①	円	
	所得	②		
	所得	③		
	所得	④		
	所得	⑤		
	計(総所得)	⑥		
	所得	⑦		
	所得	⑧		
所得金額から差し引かれる金額	雜損、医療費控除	⑨		
	社会保険料控除	⑩		
	小規模企業共済等掛金	⑪		
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除	⑫		
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除	⑬		
	配偶者控除	⑭		
	配偶者特別控除	⑮		
	扶養控除	⑯		
	基礎控除	⑰		
	所得控除額の計	⑱		
課税される所得金額 (⑲の金額を⑥、⑦、 ⑧から順に控除)	総所得	⑲		
	所得	⑳		
	所得	㉑		
算出税額	⑲に対する税額	㉒		
	⑳に対する税額	㉓		
	㉑に対する税額	㉔		
	計	㉕		
税金から差し引かれる金額	控除	㉖		
	控除	㉗		
	控除	㉘		
差引所得税額(㉕-㉖-㉗-㉘) (引ききれないときは0)		㉙		
災害減免額、外国税額控除		㉚		
㉛				
源泉徴収税額		㉜		
申告納税額(㉙-㉚-㉛-㉜)		㉝		円
予定納税額	第1期	㉞		
	第2期	㉟		
確定納税額 (㉝-㉞-㉟)	納付すべき税額	㉞		
	還付金の額に相当する税額	㉟		
損失の 繰戻し	還付金の額に相当する税額	㉞		
	減少する還付加算金	㉟		
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㉝-㉞-㉟+㉟)		㉞		
申告加算税	加算税の基礎となる税額	㉞	円	円
	加算税の割合	㉟	%	%
	加算税の額(㉞×㉟)	㉟	円	円
重加算税	加算税の基礎となる税額	㉞		
	加算税の割合	㉟	%	%
	加算税の額(㉞×㉟)	㉟	円	円
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額		㉞		
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額		㉟		
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額		㉟		

()枚のうち()枚目

21.3

青特農
白

不服申立て等について

(索引番号)

氏名

【不服申立てについて】

- この（平成 年分、平成 年分又は平成 年分の）処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 异議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の副本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求することについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 异議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（ ）枚のうち（ ）枚目

課資 5-48
課総 2-31
課個 4-44
課法 4-44
課消 1-33
課審 1-16
課評 1-15
官總 1-48
官參 6-13
徵管 2-41
徵徵 1-75
查調 2-92

平成21年6月26日

各國税局長
殿
沖縄国税事務所長

国税庁長官
(官印省略)

資産税事務提要の制定について（事務運営指針）

標題のことについては、別冊のとおり定めたので、平成21年7月10日以降、これにより適切に実施されたい。

なお、これに伴い、平成12年7月12日付課資5-29ほか11課共同「『資産税事務提要』の制定について」（事務運営指針）は廃止する。

（趣旨）

内部事務一元化の全署実施による機構改正等を踏まえ、資産課税（担当）部門において処理する事務について、具体的な事務処理手順を定めるものである。

第5節 調査事務

相続税の調査は、次により行う。

10 調査後の処理

(3) 調査事績等の決裁後の処理

ロ 要更正事案の処理

- (ハ) (イ)又は(ロ)の決裁を了した事案については、速やかに事務整理簿に所要事項を記載の上、次の処理を行う。

B

(注) 1 「相続税更正決定等通知書」の「この通知に係る処分の理由」欄には、その処分の直接的理屈を簡潔に記載するほか、その処分が相法第35条各項に基づく更正・決定である場合には、その旨を記載する。

□□□-□□□

相続税の通知書及び決定通知書(通知用)

第 号
平成 年 月 日

税務署長 (印)

住所 _____ 殿
氏名 _____

平成 年 月 日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、右の表のとおり

及び加算税の賦課決定をします。

したがって、この通知により新たに納付すべき又は減少する税額は、次のとおりとなります。

- この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 本税の額 減少する	納付すべき 加算税の額 減少する	納税猶予額控除後の 納付すべき 本税の額 減少する
円	円	円
申告加算税		
重加算税		

○ 納付すべき税額及び延滞税(納税猶予額のある人は、納税猶予額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額)は、同封の納付書により平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

○ 新たに納付すべき本税について延納又は物納を希望される方は、上記の期限までに申請してください。

○ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

- 延滞税の計算方法
(国税通則法第60条、第61条、第118条及び租税特別措置法第94条)

納付すべき本税の額 (注1)	延滞税の割合 7.3%(注2)	期間(日数)(注3) 納期限の翌日から2月を経過した日以後は 14.6%	法定納期限の翌日から完納の日まで	延滞税の額 (注4)
				365

注1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日~12月31日)で適用することとなります。

具体的には、次のとおりです。

・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合

・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・年「14.6%」

3 5に期間の記載がある場合には、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
また、延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

5 あなたの場合は、国税通則法の規定により(自 . . . 至 . . .)の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

○ この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

- この通知に係る処分の理由

○ あなたは、上記の新たに納付すべき税額のほか、あなたが受けた利益の価額を限度として相続税法第34条 第 項の規定により他の相続人又は受贈者の相続税について連帯納付の責任があります。

- 課税標準等及び税額等の計算明細
(1) 納付税額又は還付税額の計算明細

区分	当初 課税額	額
① 取得した財産の価額	円	円
② 相続時精算課税適用財産価額		
③ 債務控除額		
④ 純資産価額(①+②-③)		
⑤ 純資産価額に加算される贈与財産価額		
⑥ 課税価格(④+⑤)		
⑦ 相続税の総額(②の⑨の金額)		
一般の場合	⑧ 同上のあん分割合	
	⑨ 相続税額(⑦×⑧)	
租税特別措置法第70条の6第2項の規定による	⑩ 相続税額(付表⑪の⑩)	
⑪ 相続税法第18条の規定による加算額		
税	⑫ 历年課税分の贈与税額控除額	
額	⑬ 配偶者の税額軽減額	
控除	⑭ 未成年者控除額	
額	⑮ 障害者控除額	
	⑯ 相次相続控除額	
	⑰ 外国税額控除額	
	⑱ 計	
⑲ 差引税額(⑩+⑪-⑫又は⑩+⑪-⑬)		
⑳ 相続時精算課税分の贈与税額控除額		
	㉑ 小計(⑯-㉑)	
㉒ 納税猶予税額(付表⑪の⑩)		
申告	㉓ 納付すべき税額	
納税額	㉔ 還付される税額	

- (2) 相続税の総額の計算明細

区分	当初 課税額	額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③ 債務控除の合計額		
④ 純資産価額に加算される贈与財産価額の合計		
⑤ 課税価格の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額(⑤-⑦)		
⑨ 相続税の総額		

- 加算税の額の計算明細

区分	① 加算税の基礎額	② ①のうち国税通則法第60条第2項の規定による加算税の基礎額となる税額	③ ①に対す る加算 税の割合		④ ②に対す る加算 税の割合	⑤ 加算税の額 (①×③と②×④との合計額)
			③ ①のうち国税通則法第60条第2項の規定による加算税の基礎額となる税額	④ ②に対す る加算 税の割合		
申告加算税	賦課決定額 0,000	0,000	100	100	5	0
	変更決定後の賦課決定額 0,000	0,000	100	100	5	0
	減少する額					
重	賦課決定額 0,000		100			
	変更決定後の賦課決定額 0,000		100			
	減少する額					

() 枚のうち () 枚目

(資 4-75-2-A4統一)

相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

2 記載要領等

- (9) 「○この通知に係る処分の理由」欄には、その処分の直接的理由を、例えば「〇〇町〇丁目〇番地に所在する宅地の評価額が過少であったため」、「〇〇銀行からの借入金が計上漏れとなっていたため」、「〇〇会社の株式〇株が申告漏れとなっていたため」、「被相続人〇〇殿から相続により取得した財産に係る相続税の申告書の提出がないため」等のように簡潔に記載するほか、その処分が相法第35条各項の規定に基づく更正・決定である場合には、その旨を付記する。